

医整第 17 号
令和 7 年 4 月 7 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111 (3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111 (263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011 (353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111 (353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111 (352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111 (261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111 (303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280